

議案第 105 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和 32 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表中

| | | | |
|---|-------|--|---------|
| 「 | | | |
| | 等々力緑地 | | 屋内野球練習場 |
| | | | 水泳プール |
| | | | |
| 」 | | | |

を

| | | | |
|---|-------|--|---------|
| 「 | | | |
| | 等々力緑地 | | 屋内野球練習場 |
| | | | |
| 」 | | | |

に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

等々力緑地の水泳プールを廃止するため、この条例を制定するものである。